

第6回 大楽毛地区義務教育学校開校準備協議会 議事要旨

■会議名

「大楽毛地区義務教育学校開校準備協議会」第6回会議

■開催日時及び場所

2024(令和6)年9月19日(木)午後6時30分

大楽毛中学校 3階コンピューター室

■会長の代理について

大楽毛中学校校長 林会長が当面の間、協議会に出席できないことから大楽毛小学校校長 富田副会長が会長を代理することとなった。

■議題

(1)制服・ジャージ教育部会について

(2)就学すべき学校の指定の変更等について

■結果

(1)制服・ジャージ教育部会について

令和8年度の義務教育学校開校と同時に、8年生、9年生が新しい制服を着用することから、義務教育学校開校前の令和7年度に大楽毛中学校1年生は中学校の制服購入はさせずに、令和7年度の1年間は指定ジャージで対応することとし、入学式等の儀式においては、儀式にふさわしい服装で臨むように保護者へ依頼・周知することとした。なお、制服や指定ジャージの詳細な検討については、本協議会においても、今後も協議を進めることとした。

(2)就学すべき学校の指定の変更等について

①指定校変更制度と学校選択制の説明について、他都市の実践例を踏まえ配布資料をもとに確認をした。

②現在の釧路市の指定校変更制度に「義務教育学校への通学を希望する・希望しない」という項目を追加して拡充する市教委の案について、当該協議会としては賛成という意見であった。

③義務教育学校の開校に合わせ、校区と通学区域の変更に伴った、児童館利用と放課後児童クラブ利用の制度や対象の違いにおいて、学童保育にあたっては庁内検討後の方針を今後の開校準備協議会で説明することとした。

■発言要旨

(1)制服・ジャージ教育部会について

委員： 議題1の制服、ジャージ教育部会について、義務教育学校開校前に、中学校に進学する子どもたちの制服をどうするかに関してご協議いただきたい。初めに、教職員部会での協議内容についてご説明をお願いしたい。

委員： お手元の「大楽毛学園開校にあたって」の資料をご覧いただきながら、大楽毛学園開校にあたって、制服やジャージの着用についてご提案させていただきたい

1 枚目では、これまでに決定した内容について簡単に確認をさせていただく。開校は再来年の令和8年4月1日を予定しており、大楽毛中学校、現在のこの校舎を増築する予定となっている。

増築棟の完成は令和9年になる見通しだが、増築棟も含めて1年生から9年生までの児童生徒がこの校舎のほうに通うことになる。学校名は釧路市立大楽毛学園に決定している。

また、校歌は現大楽毛小学校のものを使うことになっており、校章は公募投票の結果、大楽毛小学校と大楽毛中学校の校章を合わせたものとなる。

次のページでは、委員は既にご存じかと思うが、義務教育学校の制度や運営について説明する。

まず、義務教育学校とは、1年生から9年生までが一括りとなった新しい学校種であり、2016年に制度化されて以降、近年大変増えている。令和5年度末の時点では、国立、公立、私立を合わせて207校、7万6000人余りの児童生徒が在学している。この近郊では、白糠学園、庶路学園、落石義務教育学校、計根別学園等があり、釧路市内では阿寒湖義務教育学校、北海道教育大学附属釧路義務教育学校がある。

いずれも、小6から中1になる際のギャップを軽減し、円滑な小中の接続を目指すとともに、系統性を意識した小中一貫教育の実現、異学年交流による精神的な発達等もメリットとして考えている。

4ページについて、大楽毛学園においては、9年間で3つのステージに分けて、1年生から4年生までをファーストステージ、5年生から7年生までをセカンドステージ、8、9年生はサードステージとしている。

なお、小学校で学ぶ内容、中学校で学ぶ内容はこれまでと変わらず、また、セカンドステージの5年生から基本的に教科担任制となり、より専門性の高い授業を展開していく予定である。

入学式は1年生になる時、卒業式は9年生が終わる時に行う予定

だが、ステージの区切りでの儀式的行事を実施している学校が多いことから、大楽毛学園においても実施に向け教職員が協議を重ねているところである。

次のページの図は、開校後の姿を表したものである。

これまでの開校準備委員会において、ステージ性を意識することが重要であるというふうに確認されていることから、高校受験等への対応も踏まえ、制服は8年生から、指定ジャージは5年生から着用することとなった。

これを踏まえて、6ページの令和7年度の話であるが、現在6年生の児童が中学校1年生になり、現行の大楽毛中学校に入学することとなる。

本来であれば大楽毛中学校の今の制服を着用しなければならないことになるものの、現在、大楽毛学園の生徒が着用する新しい制服について検討を進めており、令和8年度の開校時にちょうど8年生になる今の6年生については、新しい制服を着用することが望ましいのではないかと考えている。

7ページでは、いま申し上げた新しい制服についてご説明する。

先日、制服検討委員会を招集し、制服販売業者による説明会を行った。新しい制服については、現在の制服よりも若干安く、家庭で洗濯ができ、LGBT や多様性を意識し、男女兼用である。

近年、市内の学校でも制服のリニューアルが続いており、また、制服の決定から販売までは半年以上かかることから、現在検討を進めており、今年度中に子どもたちや保護者にデザイン等を選び、投票していただきながら決定していく予定となっている。

最後のページであるが、以上のことから、現6年生の制服については、令和8年度の開校時に新制服を購入していただくこととし、また、ジャージについては、令和7年度の入学時に大楽毛中学校の現在のジャージを購入していただき、日常的に着用することとしたい。

あわせて、今年度の小学校の卒業式については、制服ではなく「儀式に適した服装」で対応し、4月の中学校の入学式についても同様に対応することをご提案したい。

ご意見、ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

委員： ただ今の説明に関し、9月12日に小学校6年生の保護者に対して修学旅行説明会をする機会があり、その際に、来年度の話ということで、今後に向けて少し不安に思ってる保護者もいたことから、同じような資料を使って説明を行った。

先日、委員においては、学校内の制服検討委員会へ参加していただいたが、この件についていかがお考えか。

委員： 実際に制服を見せていただいて、どの企業も色々と考えられたものを提案していただいた。価格というものが家庭の負担でとても大きいところだと考えていたが、それも考慮された提案だった。長い間、制服を着て、また買い替えるとなると負担が増えてしまうので、8年生、9年生という2年間の制服の着用という考えはとてもいいことだと思う。

委員： 見学説明会の際に保護者に説明したということだったが、反応はどんな感じだったのか。

委員： 反応については、やはり新しい制服に対して期待感を持っていて、買い替えるってということについての負担について不安に思ってる保護者もいらした。ただ、全体の説明の場であったことから、学校側に対して何か質問ということにはなかったが、ただ、皆で検討して選んでいきたいということには、そのような形が良いという空気感があってよかったように感じた。

委員： 基本的に2回買ということはなくなるので、多分、保護者の経済的な負担という部分の不安は解消されているのかなとは思う。

委員： 2点お伺いするが、過去に阿寒湖義務教育学校においても制服について同様な問題があったのかと思うが、どのように解決していったのかというのが1点。

あともう1点は、義務教育学校になる前に制服を買ってしまって、義務教育学校の新しい制服を着ないまま卒業するというパターンもあっていいのかと思うが、やっぱりどうしても義務教育学校が開校した際に、全員の制服を新しいものに変えたいということなのか伺いたい。

委員： 今の6年生の子たちが、もしも来年、今の中学校の制服を買ってしまうと1年間だけその制服を着て、令和8年度に開校したときに、きっと、新しい制服への買い替えが出ることが考えられ、制服の着用にばらつきが出た時に、新しい制服を着用したいという希望が子供達から出た場合に、家庭によっては2回も3回も買い替えることが負担となることが考えられる。新しい制服は価格を抑えたものを採用するとしても4万円弱ぐらいにはなってしまう。もうすでに中学校へ入学した中学校1年生の子たちは、義務教育学校の開校時には9年生になっていることから、現在の中学校の制服のまま卒業する子もいる形も良いかと思っている。

事務局： 阿寒湖義務教育学校の話ということで、以前もお話したとように、私

は阿寒湖義務教育学校の開校する2年前から、林会長とも一緒に取り組んでいた。その際も同じような議論になって、結果的に阿寒湖義務教育学校は、制服を8年生から着用するようにしようということになった。理由としては、ここでの議論と同じである。急激に成長する子どもは毎年制服を購入することや、擦り切れるということで購入することもあるが、一般的には今までの話でたように、8年生、所謂、中学校2年生の時に購入すると、大体2年間は着続けられる、大きめの制服をあらかじめ買って置いて成長に合わせて調整していけば、経済的な負担はかなり緩和させるという話になった。ただし、制服がないと所属意識が芽生えにくいということから、指定ジャージについては5年生から導入しようということとなった。その際には、制服がいらぬのではないかという話も保護者から出て、制服を無くしてしまって、9年間で指定ジャージだけでもいいのではないかという案も出たところだが、一方で、制服でなければ困る場面、困らないまでも窮屈に感じる場面はどうかということも議論したときに、9年生が高校入試を受験する際ではないかとなった。釧路管内では、公立、教育大学附属も含めて制服を導入していることから、学校では、入試の時も制服を着て入試に行きなさいという指導がされている。試験会場に行ったときに制服を着た子供達が並んでいて、また、阿寒湖義務教育学校の子供の数は特に少ない中、制服を着ないで行ったときに、心理的に劣等感を感じるのではないかという意見もあって、やはり制服はあったほうが良いということとなった。また、中学校2年生、3年生、所謂、8年生、9年生は、下の学年に比べると社会体験等で企業での職業体験の回数が増えたり、それから修学旅行も札幌方面に行くことや、学校によっては様々な活動もあることから、制服があったほうが良いという結論となった。

大楽毛学園の教育課程の協議においてもそういう意見もあったことから、学年の区切りを4-3-2のステージ制になったと記憶している。

委員： 現六年生の保護者からの話で、その保護者の方がこの間説明会に参加したのだが、来年入学するのに制服がないのはどういうことかという問いあわせが自分宛にあった。その際には、新しい制服にするという話を聞いているとの話をしたところ、1年間でもお下がりはないのか、というような話があった。今の6年生が来年入学するときに、3年生が卒業する際に制服のお下がりをもって中学校の制服を着てくるとなった場合にどうなるのか。そのお下がりの服で3年間はそ

のまま着続けたいという場合は、他の子達は8年生になって新しい制服を買うかもしれないが、お下がりを着続けるとしている子達はどうか。

委員：今の提案としては、今の小学校6年生は、中学校1年生の1年間は指定ジャージのみで過ごすというイメージでいて、制服は着用しないという形を考えていた。

事務局：そなんと8年生から1年間制服がない間は指定ジャージのみとなるが、卒業式や入学式は私服なのか。

委員：お見込みのとおり。儀式にふさわしいと言いながら、私服となるかと思うが、今、そういう提案をさせていただきながら委員の皆様のご意見をいただいている。

事務局：質問となるが、開校した後のこととなるが、来年だけではなくて開校した後は、8、9年生は制服となるかと思う。7年生は指定ジャージか、儀式のときは私服となる。開校した後、1年生が儀式に出る時はどういう議論がされているのか。

委員：儀式の際は、やはり7年生までは結果的に儀式にふさわしい服装ということで対応してく形になろうかと思う。

事務局：今の5年生は、最初で最後の後期課程への入学生となる。提案でいくと、義務教育学校であったら、入学式は1年生で1回、卒業式は9年生1回ということになるから、今の小学校6年生は置いておいて、今の5年生が開校と同時に後期課程に入るから初めての中学生としての入学生なのだろうけど、今の4年生からは入学式がないこととなる。今の4年生からは入学式がなくなる。よって、6年生の問題プラス5年生のことも阿寒湖義務教育学校開校の議論となった。制服がない入学式とはどういうことかという話がでていたけれども、5年生の保護者も関係してくると思う。

これは入学式だけではなくて、小学校の卒業式に何を着ていくのかという話にもなるかと思う。

委員：5年生も6年生と同じく、卒業式では、儀式にふさわしい服装ということで統一していくということで考えていた。そして、8年生になったときに制服を買っていただくイメージをしていたところ。

事務局：儀式にふさわしい適した制服の中に指定ジャージも含むという考えでよかったか。

委員：儀式のときはジャージではないとイメージをもっていた。札幌市近辺の小学生6年生の卒業式というのは、儀式にふさわしいという形で、それぞれ服のレンタルをされるという子がいるとも聞いており、そ

それぞれの課程で儀式にふさわしいと思われる服装で義務教育学校への開校に臨んでいると承知しているところで、同じようなイメージを持ったところである。

事務局： 阿寒湖義務教育学校の例でいくと、阿寒湖小学校が閉校し、卒業した子がその次の週に初めての義務教育学校の入学式に臨んだ時に、今回の提案と同じように制服は買わなくても良いとしたところ、保護者からは何を着て卒業式に出ればよいのかという質問があったが、自由とした。「儀式にふさわしい」ということも抜きにして各自で判断してもらうこととした。結果、ジャージでくる子もいなかったが、お下がりの制服の子はいた。今、札幌の例で示されたように、女の子の半分は振袖で袴の男の子もいた。レンタルの子もいたようだが、ネットで安いものが売られていて、1万円ぐらいものを購入していた子もいた。女の子でスーツまではいかないけれども、ジャケットにブラウス、ストラックスという子もいて、本当にまちまちであったが、大きく外れた子はいなかった。その子達は1年間私服で過ごしていた。指定ジャージは儀式にふさわしいとは思わないという見解だったが、制服がないこの7年生に関しては、何を着ていけばわからないという中で指定ジャージということできっちりと抑えておけば、指定ジャージも許してはいいのではないかとも思う。保護者からすると、本人も含めて制服で入学式・卒業式に臨むということに慣れていることから、制服がないとなると不安になるのかと思う。

委員： 以前の保護者向けの説明会では、割と早く制服が販売されることから、保護者にはすぐには制服を買わずにお待ちくださいとお伝えした。教育部会では、そこから制服の導入の詳しい内容について、つまり5年生、6年生の対応について協議を進めていたが、そこから保護者や地域の方々への説明が進んでいないことから、義務教育学校の進捗も含めて、学校側で説明の機会を作ろうと考えている。

今回、本協議会でいただいた意見も踏まえて、保護者の方々・地域の方々には制服の負担等についても説明し、ご理解をいただくよう努めていくことを教育部会としては考えている。

現段階では、次年度について、今回お示した教育部会の提案通り、来年度の新中学校1年生は制服を着用しないということをお願いしたい。

また、細かい部分については、ここでまた協議を進めさせていただければと考えている。

(2)就学すべき学校の指定の変更等について

事務局： それでは、「就学すべき学校の指定の変更等について」ご説明申し上げます。お手元にお配りしている資料2の 1 ページ目をご覧ください。

ここには、この議題を協議いただくまえに、説明についての流れを記載している。

本日の説明の概略として、まず始めに、「1 これまでの経緯等」にて、「(1) 釧路市がめざす学校のすがた基本計画の策定中にあった議論」では、市民の方々から具体的にどういうご意見をいただいていたのか、また、当該計画にはその意見がどのように反映されたのかご紹介させていただく。

次に、「(2) 就学すべき学校の指定に関する国の制度」では、児童生徒が通う学校がどう決められているのか、また、後ほど指定校を変更する制度についてご説明させていただく。

そして、「(3) 市教委内部での議論」では、指定校を変更する制度を持つ場合の課題が何か、どういう検討が行われたのかをご説明申し上げます。

また、「(4) 本日、この協議会で意見をお伺いする理由」にて、何故、当協議会にご意見をお伺いする理由をご説明させていただく。

次に、「2 釧路市の指定校変更制度とその拡大案」をお示しするにあたり、現在の制度と、その制度を具体的にどう変えるかをご説明させていただく。

それでは、これから各項目についてご説明申し上げます。
資料2ページをご覧ください。

令和4年12月に策定された「釧路市がめざす学校のすがた基本計画」を策定する協議の過程において、釧路市の教育課題を解消・緩和し、教育の質向上を目指すため、様々な議論がなされた。

その中で、外部有識者で構成される「釧路市立小中学校のあり方検討委員会」においては、児童生徒の多様なニーズに応える教育のあり方や、学校選択の自由度に関する議論が行われ、一部委員から「学校選択制を検討すべき」というご意見をいただいた。

また、令和4年度当該計画策定にあたって児童・生徒の保護者、地域、学校関係者等の意見を聴くために開催した地域懇談会においては、義務教育学校の校区外からも通学できる制度の検討を求める意見や、その一方で、義務教育学校ではなく、小規模校への通学希望を叶えるべき、というご意見をいただいた。

また、保護者から個別に、自分の住所から、子どもが義務教育学校へ通学できるかの問い合わせもあった。

これらのご意見を踏まえて、当該計画に記載しました「今後の進め方」では、学校選択に係る検討を令和6年度末までに検討を完了するとしている。

3ページをご覧ください。

先ほどの説明で、「学校選択制」、「通学希望を叶える」などの意見があったとのご説明をしたが、まず、児童生徒がどういうルールで通学する学校が決められているのか、ということ为国の制度をもとにご説明申しあげる。

まず原則として、全国の義務教育課程にある児童・生徒は、法令に基づいて、市町村教育委員会が指定した学校に入学することとなっている。釧路市においては、原則、居住する住所に基づき、児童生徒はどこの学校に行くかを指定されている。これは、所謂、通学区域と呼ばれているものである。

先程から、「原則」と申し上げているが、国は原則以外の学校の指定についても定めている。資料に記載している「指定校変更制度」というもので、教育委員会が学校を指定した後に、保護者がなんらかの理由により学校を変更するために申し立てをした場合、教育委員会がその理由を判断して学校を変更することができる場合もある。

次に、「学校選択制」というものである。こちらは、教育委員会が学校を指定する前に、あらかじめ保護者の希望を聴き、理由がなくても、希望する学校に通うことができる仕組みである。

つまり、学校の指定は、保護者の意向に沿って行われるものであり、希望がなければ、原則に則り学校が指定される形になる。

4ページをご覧ください。

計画策定の段階でいただいたご意見を踏まえ、「児童生徒・保護者の意思を尊重し、児童生徒が自分に合うと思う学校で学ぶことができるよう」するためにはどうすべきか、市教委内部でも検討をしてきた。

その希望を叶えるためには、保護者にとっても、なるべく学校選択の変更の事務手続きが煩雑にならないようにすべきであることを念頭に置きつつ、他都市での手法も参考として検討を進めてきた。

ただし、その中では、課題や難しい点があった。

まず、先ほどご説明申し上げたが、国の制度上、学校が指定された後は、相当の理由がなければ変更できないことから、「指定校変更制度」では、本当に自由に選べるのか、というのが壁となる。

次に、指定前であれば制約がないことから、自由に学校を選べるという点からすると、「学校選択制」が最適なのではないかと考え、他都市の手法も研究をしたところではあるものの、導入するには難しい点、所謂デメリットがあった。

まず、資料に記載の①として、「地域との連携が弱くなる」、つまり、学校選択制によって保護者の意向が重視されるため、地域住民とのつながりが希薄になる可能性がある。

学校周辺地域と子ども達の住所が違うことにより、地域による子供たちの成長の見守りが難しいこと、保護者が学校周辺に住んでいないことから、地域の情報を保護者に届けるのが難しくなること、また、学校がその周辺地域の歴史や文化、自然などを活かして教育を行うことが難しくなる、などが一般的にいわれている。

次に、②として、小規模校がより小規模校になるおそれがあるということ。

小規模校を望む保護者がいる一方で、学年に複数学級があり、クラス替えができる規模の学校や、多人数で行うクラブ活動・部活動を望む児童生徒もいます。そういう児童生徒が、学校選択によって小規模校から違う学校に移動してしまうと、ただでさえ児童生徒数の分母が少ない小規模校は影響が大きいいため、そのことで保護者がさらに小規模校を選択しない可能性があることも他都市の事例で言われている。

③としては、手続きが煩雑になる可能性がある。他都市では、まず保護者の希望を募り、そこから学校の施設としてのキャパシティで受け入れ可能かを踏まえて、それを超えた場合は公開抽選会を実施、その結果をもとに学校指定の手続きを行う、ということで、学校の決定までに3～4 か月かかる場合がある。また結果によっては、必ずしも保護者の希望を叶えるものとはなっていないというケースもある。

なお、学校選択制の他都市の状況としては、岩見沢市が学校選択制を廃止したほか、東京都においても、杉並区や葛飾区が廃止、その他の自治体においても見直し検討や、恵庭市では自体を導入の見送りするなど、学校選択制の導入が難しいと思われるケースが多くみられた。

5ページをご覧ください。

このような学校選択制のデメリットや他都市の手法・動向も踏まえたうえで、計画策定過程においていただいたご意見の「義務教育学校への通学希望を叶える」、または「義務教育学校ではない学校への通

学希望を叶える」ためには、現在、釧路市で採用している「指定校変更制度」を拡大し、指定校変更できる理由へ「義務教育学校関係の項目」を追加することを案として作成したところである。このことについて、学校関係者のみならず、保護者・地域の方々のご意見、有識者のご意見等からご意見をいただき、検討を進めていきたいと考えている。

6ページをご覧いただきたい。

本日、この協議会で意見をお伺いしたい理由を記載している。

まず、令和8年度の大楽毛学園開校時には、現在、鶴野小学校区である、星が浦大通3丁目、4丁目が大楽毛学園の学校区域に編入され、令和8年度の新小学校1年生、義務教育学校でいる前期課程の新1年生はこの通学区域の変更の影響を受ける形になる。

また、大楽毛学園は、釧路市街地域における初の義務教育学校という位置づけになっている。

こうしたことから、大楽毛地区における実情を踏まえたご意見をいただければと考えている。

7ページをご覧いただきたい。

釧路市の指定校変更制度とその拡大案についてご説明申しあげる。

まずは、現在の釧路市における指定校変更制度について、釧路市では、児童生徒の居住地(住所)をもとに学校を指定している。

また、すでに指定校変更制度は導入されており、後ほどご説明申しあげるが、11の理由がある場合に限定して、指定校の変更を許可している。

なお、現在の制度の利用者は、小学生 308 人、中学生 183 人、合計 491 人が利用しているおり、児童生徒の 5.4%が利用している。

8ページをご覧いただきたい。

こちらは、参考となるが、指定校変更制度によって学校変更する際の手続きの流れとなる。

1月中旬頃に、市から保護者宛に学校指定の通知がされ、もし保護者が指定校を変更したい場合は申出を行い、その理由に基づいて指定校の決定通知がされるというものである。

なお、先ほど、学校選択制は、手続きが煩雑になるとの話をしましたところであるが、学校選択制の場合は基本的には、小学校入学の前年、中学校入学の前年の10月～11月に保護者への学校選択の希望意見を出してもらう通知、保護者要望の集約、学級編成を考慮し

た学校受け入れ枠の設定、枠を超える希望者が出た場合は公開抽選会、その後、結果に基づいて指定校の決定、というプロセスをとるため、時間も3～4か月要する形になると考えられる。

9ページをご覧いただきたい。

こちらは、指定校変更の理由として許可される11の項目を一覧にしたものである。

10ページをご覧いただきたい。

それでは、指定校変更制度を拡充して、どう、義務教育学校を希望する・希望しない、という保護者のニーズを叶えるかということをご説明申し上げます。

現状では、さきほどの11項目の理由では、その希望を叶えることが出来ないことから、「義務教育学校へ入学を希望する場合」「義務教育学校へ入学を希望しない場合」という理由を追加することとして、指定校変更制度を拡充・変更することによって、希望を叶えられるのではないかと考えたところである。

11ページをご覧いただきたい。

市教委で検討した指定校変更制度の拡大・改正の案を踏まえて、本日、委員の皆様にご質問やご意見等をお伺いしたいと考えている。

まず、始めに、これまで駆け足で指定校変更制度等を説明させていただいたことから、改めて確認したい点、疑問点があればご質問いただきたい。

次に、具体的に大楽毛地区の実情に応じたご意見等を伺えればと考えている。

(2)の①として、これまで大楽毛地区や、また、大楽毛地区以外の方からのお話も含めて、大楽毛学園に通わせる希望する・希望しないという声があればお聞きしたいと考えている。

具体的に希望というと難しいことも考えられるので、大楽毛学園に期待している、とか、義務教育学校に興味があるという方がいる、というようなお話でもお伺いできればと思う。

12ページをご覧いただきたい。

星が浦大通3丁目、4丁目は、現在は鶴野小学校の通学区域になっているが、大楽毛学園が開校される令和8年度の新小1から、この地域の子供たちは大楽毛学園へ通うこととなる。

そこで、この指定校変更制度を拡充した制度を利用して、大楽毛学園ではなくて、逆に、鶴野小学校へ通う、また、その中学校区の鳥取西中学校へ変更を希望する方はどれくらいいると考えられるか、とい

うことでご意見をお聞きしたいと思う。

想像の範囲で結構であり、兄弟がいると義務教育学校にではなく、鶴野小・鳥西中に一緒に通わせる人が多いだろうとか、児童館が新しくなるからそのケースは少ないのではないとか、実際にそういう話を聞いたなどでも結構なので、宜しく願いたい。

最後に、これは全体的な話となるが、もし、申請のみで他の小学校・中学校へ入学することができるようになるとした場合、現時点で、ぜひ子どもを通わせたいと思う市立の学校がどの程度あるのか。仮の話として、ご自身の話でも結構であるし、実際に他の方から聞いた話でも構わないので、できれば理由もあわせて教えていただければと思う。

以上、是非、沢山のご質問・ご意見をいただければと思うので宜しくお願いする。

委員：事務局からの説明であったが、指定校変更制度というものと、学校選択制というものがある。資料の11ページのところに整理しており、それに従って意見を賜りたい。まず、ここまでの指定校変更制度の説明について、確認したい点・ご質問等あればいただきたい。

委員：質問だが、学校選択制は杉並区が早々にやっていた実践だと思うのだが、やめられた理由は何か。

また、もう1つは、北海道と都市型とでは全く違うと思うため、岩見沢市がやめられたというのも、どの辺に理由があるのか、少々伺いたい。

事務局：杉並区と岩見沢市ではそれぞれ廃止の理由は違うのだが、岩見沢市の場合は、やはり地域との繋がりが弱くなるというところがある。その次の理由として、先ほど申し上げた小規模校が更に小規模校化してしまう。

また、恐らく事務的な話ではあると思うのだが、児童生徒の推計について、どこの学校にどの程度の子たちが行くのかという推測が難しくなるものだから、その学校整備や教職員の配置というのが、行政的な課題ではあるというような内容が議事録として記載されていた。

やはり学区選択制の廃止理由で1番大きく言われているのは、北海道でもそうだが、全国的に廃止や検討など3年ごとに見直しをされている自治体で課題としているところは、地域のつながりと学校選択の偏り、ということが多だろう。

なお、杉並区において、そのほかに通学路についても課題とされていた。北海道に比べて割と人口は密集しており通学距離は短いもの

の、その通学距離が大きく変わってしまうというところもあり、その際は公共交通機関を使って移動することもあるだろうが、通学路は話題になっていたと思う。

委員： 指定校を変更できる理由の一覧が載っているのだが、約 490 人の方が変更している理由の多くは何なのか知りたい。

事務局： 小学校は、一覧に記載の3号について。児童館など、学校区外の児童クラブを利用したいという、308 名中のほぼ半数のかなりの数でそういう方が多い形になっている。

また、次の中学校については、転居地について。小学校の時は違う住所にいたのだが、その後親が転居したため、転居後も元々いる学校に行きたい、など。あとは部活動があるなどの、少々そういうような理由も、その他の中に入っている。ここが大きな理由だろうという風に考えている。

委員： 他に質問、確認がなければ、2つ目の11ページに移りたい。

先ほどの事務局の説明によると、「義務教育学校への通学を希望する・希望しない」という項目を追加し、指定校変更制度を拡大する。大楽毛地区以外に住む児童生徒も大楽毛学園に入学することができるようになり、また逆に、大楽毛地区に住んでいても他の小学校、中学校に通うことができる、というような説明であったかと思う。それを踏まえ、これまでの通学校区を超えて、指定された学校以外に通わせたいという声を聞いたことはあるだろうか、ということであった。委員の中でそのような声を、この地区、またそれ以外でも結構だが、伺ったことがあるということであれば、発言願いたい。

委員： そもそも、まだ大楽毛学園が何をやるのかが全く見えないので、そういう声は聞こえてこない。そしてこれは、小中学校あり方委員会の中で話題になっていたことである。釧路市内として義務教育学校の第1号になるのであろう。あり方委員会の委員の中から、大変好意的な大きな期待感もあつて、ここに行きたいと言ったらどうするのだろうかというのが話題の始まりであった。

したがって今後、義務教育学校が開校して何年か経つ中で、カリキュラムの変更をかけた時、特色ある教育が目立ってきた時に、義務教育学校への通学を希望するというのが発生するのだと思う。そして、その時に慌てないために、恐らく、教育委員会では先取りしてここに少々話題を乗せてきたのだろうと思った。

私はこの指定校変更の拡大案に大賛成なのだが、そもそもその子供たちが思うまま自由にしてしまうと、流動的に言えば学校の受け入

れ規模を超えるばかりではなく、先ほど説明の中に少し出たが、これは教職員人事問題に発展してしまう。

そのことで学校・教職員に反発される一方で、修正までして次から次へと学校選択制が多く選択される形になっていくと、その学級数が増えた時に教員配置はどうするのかなど様々な課題が出てきて、本当に現場が混乱するだけの話になる。従って、それよりは、準備段階でこのような形で、学校変更が可能であるのだということをアピールする機会を増やしていき、そしてそれに対応していくというのが現実的なので、基本的にはこれで良いのではないかと。また、おそらくこれからもこの協議会は開催されるだろうし、そもそもこれから何年か義務教育学校が運営されていく中で、学校から直接声等が上がっていったら、さてどうするのかという話になる。自分自身、義務教育学校の宣伝はしてはいる。計画に基づいての第1号の学校だということで、きっと何か珍しい教育が受けられるかもしれない、という話はするが、他の人達の反応はまだまだ、というところである。以上。

事務局： 今おっしゃっていただいた通り、義務教育学校への期待感が我々としては非常に高かったのかと思う。小規模校へ行きたいというよりは、義務教育学校へ行きたいという人が増えるのではないかなど、実際、地域懇談会においても、義務教育学校に行きたいという方の方の熱量が強いような感じがした。今、委員がおっしゃったように、教員配置の問題から言うと、現在の制度では、小学校 35 人、中学校 40 人で1つの普通学級という形で編成され、それを基準に教員が配置される中で、例えばこの学校選択制をやる時にも、普通学級だけではなく、特別支援学級をどうするかなど、そういう議論も様々他都市では出ている。特別支援学級だと8人で1学級なのだが、ここが9人になると、もう1学級を増やさなければならないという学級配置の問題。そして個人的な見解になるのだが、小規模校が更に小規模校化するといったところでは、当初は単式学級でいけたかもしれないところが、学校選択をする子供たちがその小規模校から出て行ってしまふことで、二学年合わせて16人という複式学級の基準においてそれを割ってしまい、ギリギリに単式でできていたところが逆に複式になってしまうなど、ネガティブなことを考えていくと色々出てくると考えられる。そういう懸念もあるのではないだろうかというところで、現時点では、委員から様々な具体的な懸念点等もお示しいただきつつ、指定校変更制度の拡大で良いのではないかとのご意見があったのは、非常にありがたいと考えている。

委員：他に確認、意見等はないだろうか。今の委員の意見などを聞いていかがだろうか。

委員：今、意見をいただいた通り、学校としてのカリキュラムについて、とにかく魅力があり特色のある教育課程を組みたいという考えである。市の指定もいただいております、今現在、本校の職員と大楽毛中学校の職員で、他都市で特色ある教育課程を組んでいる学校の様子を伺いに視察の予定であり、力を入れて様々なところと交渉しているところがある。

早ければ10月末、または11月の中で行ってきてもできそうだが、この地域において、防災やその他の色々な良い魅力を活かした教育課程をなんとか組み、とにかく大楽毛学園に行きたいという人を増やしたいということで頑張っている。

委員：続けて、もう1つ同様の内容の議題である。12ページについて、星が浦大通3丁目、4丁目の部分のことが話題になっていた。現在、中学校としては校区に入っているが、小学校ではここは現在、鶴野小学校校区となっている。

そして開校に合わせ、通学区域が変更され、令和8年度からは大楽毛学園区ということになる。また、児童館の関係などもあり、それに伴って何かここでお話になりたいことなど伺いたい。未就学児、保護者等での話題や、想像の範囲でも構わないということであるので、このような声上がるのではないかなど、そのようなことで何かしら意見、報告をいただきたいと思う。いかがか。

委員：資料での地図を見させていただいた。この星が浦北という文字の、北と書いてある辺りに、実際、鶴野児童センターがある。この大楽毛中学校のところに大楽毛児童センターが入るとなると、通学区域の変更部分において、向こうへ行ったりこちらへ来たりと受け入れる子どもたちがバラバラになってしまう。実際に各々の行き来を全て児童館側の職員が把握しきれののだろうか。それに加え、学校が開校すると、児童館の移転に1年間の差があるため、その間の通学バスの関係もどう動くのかなど、学校がというよりも今は児童館の職員としての自分の業務に関して考えを巡らせていた。学童保育の利用については、一応子どもたちの家についても申請時ごとに意見を聞き、個別に地図に書き込んでいる。児童館では、各保護者から、児童の帰宅経路の地図ももらうため、児童が自身で歩いて帰る、帰ってきてないなど何かあった時に、その辺りは把握しきれののだろうか不安に思う。鶴野児童センターの本当に真裏からは、大楽毛児童センターの管轄

地域になるのだと考えると、その辺の兼ね合いはどうなるのだろうかというのが不安になり、いま調べていたところである。

事務局： 実は、児童館や学童保育の部分はこども保健部の所管であるが、こども保健部こども育成課とも、協議を進めていたところであった。まず、先ほど委員から話題としてあげていただいた、令和8年度の児童が行く大楽毛の子供たちが行く児童館と、令和9年度に行く児童館の位置の違いがあるというところ。つまり、令和8年度は大楽毛小学校の近くにまだ児童館が残りつつ、現大楽毛中学校校舎で大楽毛学園が義務教育学校として開校される。そのため、令和8年度においては児童館と義務教育学校で距離が離れてしまうだろうと。令和9年度に大楽毛児童センターが義務教育学校の増築棟内に移転すると、大楽毛学園の中で児童館も学校も完結するというところ、令和8年度と9年度での通学の違いはどうするかというところがあるのだろうと思う。まずその点については、ただ今、協議を進めており、市教委としてはまだ正式には決定していない状況である。また前回、この開校準備協議会にて、こちらで提示したバス通学路の叩き台について、いただいた様々な意見をふまえ、バスの運行委託業者である、阿寒バスとも協議を進めている最中である。

その中で我々の腹案として持っているのが、やはり小学生の子たちについては、大楽毛児童センターの近くの大楽毛小学校には、スクールバスを通わせ大楽毛学園に運ぶ経路、というような案を前回示させていただいたが、そのバスに、例えば学童保育で大楽毛児童センターに行く子供たちが、行きは乗っていないが帰宅時の便だけに乗るといったようなことができないだろうかということも検討中である。また、鶴野児童館が、星が浦北3丁目の境目辺りに福祉会館と一緒にあり、そこで受け入れしている星が浦の子たちと、星が浦川を越えて西側の大楽毛地域の子たちと児童館のやり取りというのは、教育委員会としては把握できていない。そこはどうするかというのは、こども育成課で検討するところだろうと考える。

以前説明申し上げたが、バスを鶴野児童センターの前に止めることを考えており、先ほどの大楽毛小学校方面帰宅する際に乗る子供と同じく、鶴野・星が浦の方に帰る子供たち、もしくは鶴野児童センターを利用希望する、放課後児童クラブの利用を希望する子供たちがそのバスに乗り、そこで鶴野児童センターや、そこでの放課後児童クラブを利用するということになるのだろうと思う。

ただ、児童館利用と放課後児童クラブ利用というものは制度や対

象が違い少し複雑である。制度としての児童館というのは、未就学児から18歳まで誰でもどこの児童館にも行けるという制度になっている。一方、放課後児童クラブというのは学童保育のことで、対象は小学生で、両親が共働きで、どこの児童館に放課後児童クラブとして子供を預けるかなど登録が必要になる。

学童保育については学校の近くにあるなど、学校が関与する方がいだろうという風に我々も考えてはいるのだが、児童館機能の利用については、なかなか教育委員会では答えづらい部分がある。

学童保育にあたってはそのバスを利用するなど、その学校側との連携、児童館との連携、これは適切に協議していかなければならず、そこは庁内でまず検討する。また、こども育成課側が大楽毛児童センターの利用の方針を持った後に、我々が説明するなり、こども育成課の職員が出向くなど、開校準備協議会で説明申し上げる形を取らせていただきたいと思っている。

委員： 今、児童センターの話があったが、大楽毛学園ができるのは令和8年の4月ということで、なぜそれに合わせて児童センターの話が進められないのかと思うがどうか。

事務局： 児童センターの建設についてはこども保健部の所管なのだが、今回、学校の増築棟を建てる際には複合施設化、つまり公共施設を集約していきたいという庁内での協議の結果になったところ。増築棟の1階に大楽毛児童センターを移転し、津波一時避難施設としての機能を持つために、津波の想定の高さ以上の建物とするため増築棟を3階建てとして屋内避難できる形となり、どうしても大楽毛学園の増築棟の規模から竣工するが令和9年度になってしまう。

委員： 随分昔から話があり、青写真ができていてもかかわらず、なぜ令和8年にしなければならないと思わないのか。

事務局： 工期の関係について説明する。

RC造で2,000平米超というボリュームの工事をするに当たっては、どうしても2年以上の工期がかかるのが標準的であり、現実として、いま実施設計をまだ完了しておらず、今年度中に実施設計をするスケジュールで進んでいる中では、令和8年度の開校に向けて増築等を完成させるのは、物理的にできない状況になっている。

委員： 何だか後手後手の感じがする。

事務局： できるだけ短い期間で建設が立ち上がるよう、予算も補正予算で年度の途中に組んだり、それから工期もできるだけ短くできるような工法を検討するなどの工夫はしているのだが、一方、コンクリート造のも

のを建てて上に積み上げてというその建築工法の制約があるのと合わせて、いま働き方改革で土日の作業ができないなどといったことも重なって、どうしても令和9年度になってしまったということが実情となっている。

委員： それでは、その他、校区変更という部分について。何か例えばだが、鶴野の小学校校区の部分が大楽毛学園になるということで、そのところで、鶴野小学校にやっぱり行く人が多いのではないかなど、何かしら構わず、あれば意見をいただきたい。

委員： 例えば、鶴野小学校に通っている方が、中学校は大楽毛中学校に行けるという状況の中で、それでも、結局は鳥西中に行ってしまうというのが現状であろう。やはり、元々この場所で、鶴野小学校に行っていると友達がおり、なかなかそこを離れるのは難しいのではないだろうか。そのようなことで、先ほど委員も言われていた通り、魅力のあるその教育を、先生が作ってくれるということだし、それが叶えば、大楽毛学園に行ってみようか、というように保護者が思い、子供も行こうかな、ということになるのではないだろうか。

委員： 他になければ、最後の部分の質問項目、大楽毛学園に限らずだが、指定校変更制度が拡大された場合、ぜひ通わせたいと思う市立の学校があるか、ということである。

自分自身の話や、どなたかに限らず周りから聞いた話で結構であるので、なかなか言いにくいところかもしれないが、「やはりこの学校に行ってみたい」などという声を聞いたことがあるかどうか、という部分の質問であるがいかがだろうか。

委員： 大楽毛中学校にぜひ入りたいという希望を持って来られる、転入生などの話は数件ある。これは何かというと、大楽毛地区という、この地区に魅力を感じていることと、この地区でなら、という希望があるご家庭がある。学校規模がそう大きくないところだと考える。大楽毛中学校は1年生も2年生も3年生も1学級であり、1学級だと人間関係が小学校からは全部一緒なのだが、そこに途中から入ってきたとしても作りやすい、というような思いがあって転入されてくる方もいるため、ここ最近も実はそういうような話を聞いているので、その魅力をなんとか今後も続けていきたいなどは思っている。

委員： 先ほど、この義務教育学校にという話があったので、もしできれば、教育委員会の方でリーダーシップを取っていただき、各学校の保護者にかけている評価アンケートなどに、少々突っ込んでもらい、市内でこういう義務教育学校ができるのだが、そういう義務教育学校に通わせ

てみたいと思うか、などというようなことを一つ付け加え、保護者たちがどういう意識なのかというのを追跡してくと良いのではないだろうか。そうすると、保護者たちにもこういう意識があるのだというニーズが見えてくると思う。各学校ではそのようにアンケートをやっている。

また、どのアンケートに載せるのがいいのかなのだが、新たにアンケートをかけるとなると、色々と煩わしく現場が混乱するだけのため、やっているアンケートの中に、軽い問いかけの内容で一行を追加するくらいでやると気楽でいいのではないかと思う。

また今、委員の方からあったように、大楽毛の単学級がいい、というところは、多分そう思っている小学校の保護者たちもたくさんいるだろうと思う。中学校になると当然統合になってくるので、クラス数が増えてくるといのは見えており、その中学校が落ち着いているのかどうなのかというようなことがすごく大きな要素になってきているのではないだろうか。それは多分、不登校傾向が少し強まっているということもリンクしているのではないかと思う。またある一方では、小さな学校になることの不安もあるが、逆にそれがいいというようなニーズもあるのではないか。委員のお話を聞いていてそう思った。

委員　やはり今お話を聞いて思うのは、その魅力的な教育課程や、また、その地域ならではの取り組みなどというところは、やはり他にはできないとなると、そこが魅力的なところなのではと強く思った。ただ、中学校になると、部活動の影響がやはり非常に大きくなるのではないかと思う。その辺は、他の学校との兼ね合いもあり、なかなか読みにくいところもあるだろうと感じた。

委員：　今の部活の話について、この周辺にいる声を聞いたわけではなく、あくまでも自分の想像で話をする。例えば、鶴野小の金管バンドに所属していて、著名なジャズ演奏家の演奏会もある、鳥西中にぜひ今度行きたいなどとそのように思っていたら、学区が大楽毛中の方になってしまうのなら、とても残念に思ってしまう。別に音楽という切り口だけで全ては語れないが、色々な部活があると思うので、その部活の魅力など色々と、考えなければならないのでは。とても難しい問題で、あくまでも自分自身の想像である。

委員：　その通りであるな、と拝聴していた。

委員：　いま部活の話になったが、少し気になったことがある。私はバスケットボールに関わってるのだが、小学校はミニバスケット、中学校は普通のバスケットであり、この辺の縛りをどういうふうにしていくのか。例えば、小学校の大会に出る、中学校の大会に出る出ないで、子どもた

ちは変わってくると思うが、そこら辺の縛りをどういうふうにしていったらいいのかと考えたので、お伺いしたい。

委員：何か委員のほうでバスケット業界の情報はあるか。

委員：バスケットボールはミニバスと U-15 部会と分かれているが、今まで釧路地区では、小学校と中学校がくっついた形の学校が大会に出たことはないと思う。根室地区のほうではあるのだと思うが。

メリットとして考えられるのは、練習をする時に、一緒にミニバスの小学校と中学校と一緒に練習できることであり、そうすると例えば中学校の先生で、バスケットボールの指導が苦手だという先生に関してはミニバスの先生いわゆるコーチと一緒にやるとか、そういう工夫はできるため、中学校の先生にとっては、いわゆる働き方改革の問題だとかそういうところでは、いい方向に向くのではないかなという気持ちはある。

委員：事務局からは何かあるか。

事務局：阿寒湖を含め庶路学園、計根別学園など釧路根室地区でも義務教育学校があるが、部活動の内容によっては5年生上や3年生以上で、小学生と中学生と一緒に活動している。実はいま競技団体のほうも、バスケットボールの話があったが、部活動の地域移行と絡めながら、また、釧路地域に限らず、単独チームが成り立たない競技が続出していることから、競技団体もいろいろ大会規程を変更してきており、競技によるのだと思うが、基本的には、練習は一緒にやっということになっている。

大会的には、小学生は小学校の大会、中学校は中学校大会だが、例えば、吹奏楽に関しては今回ルールが変更され、下の学年は上の学年で出てもいい、中学生の部に小学生が混じって出てもいいということになり、それを利用して阿寒湖義務教育学校がキタラで行われた全道大会に出た。小学生が中学生に混じって、中学生の部でC編成で阿寒湖は行った。だから、他のスポーツの競技も、もしかしたら今後そういう大会もあるかもしれない。ただ、全部ではないと思う。そもそも中体連自体が冬季のアイスホッケー含めてなくなるという報道が出ているし、日本中体連でも大きく変わってきているので、今後1年2年経たずに、いろいろ形が出てくるかなと思うが、原則としては、先ほど申し上げたように、活動場面では一緒に日々練習をして、大会はその時の競技のルールに従って、小学校の大会、中学校の大会という形になるのではないかと考えている。

委員： 今後、また様々な動きが出てくるという感じで、競技団体等の規約なども変更されていく可能性も出てくるというお話だった。

今日は魅力的な学校、教育、家庭づくり、部活動の話など問題など様々なご意見をいただいたが、最後に全体を通して、この話題についてご意見をお持ちの委員はいらっしゃるか。

各委員： （発言なし）

■担当課係

学校教育部教育支援課教育政策係